

## 河内町ソーシャルネットワークワーキングサービス運用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、河内町（以下「町」という。）がソーシャルネットワークワーキングサービス（以下「SNS」という。）を利用したさまざまな情報発信について、適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

### (SNSの定義)

第2条 SNSとは、ツイッター、フェイスブック、ライン、インスタグラム等インターネット上のサービスを利用した情報の伝達媒体をいう。

### (基本方針)

第3条 町公式SNS（以下「公式SNS」という。）は、町の業務、取り組み、行事の更新情報等を発信することを通して利用者（以下「ユーザー」という。）に町の政策等の理解を深めていただくとともに、ユーザーの利便性を高めるものとする。

2 公式SNSは、専ら情報発信を行うものとし、原則として返信等は行わず、意見又は問い合わせについては町ホームページにおいて受け付けるものとする。

### (運用方法)

第4条 公式SNSで発信する情報は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 町ホームページ、広報かわち等で情報提供した内容
- (2) 町及び町教育委員会が主催又は共催する行事
- (3) 町の観光情報等
- (4) その他町民のニーズが高い情報

2 政府機関及び地方公共団体等の発信する関連情報についても、必要に応じて情報発信等を行う。

### (免責事項)

第5条 公式SNSに関する免責事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 町は、公式SNSの掲載情報の正確性については万全を期すものとするが、ユーザーが公式SNSの情報を用いて行う行為については、一切責任を負わないものとする。
- (2) 町は、ユーザーから投稿された公式SNSに対する、リプライ、リツイート、コメント及びシェア等については、一切責任を負わないものとする。
- (3) 町は、公式SNSに関連して、ユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブル

や紛争等が発生した場合であっても、一切責任を負わないものとする。

- (4) コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属するが、投稿されたことをもって、ユーザーは、町に対し投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、町に対して著作権等を行使しないことに同意したとみなすものとする。

(ユーザーによる書き込み等の削除等)

第6条 ユーザーによる書き込み等で、町が予告なく削除、非表示、アカウントのブロック等を行うことができるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など町又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公序良俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示又は漏えいするなどプライバシーを害するもの
- (10) 他のユーザー又は第三者等になりすますもの
- (11) 有害なプログラム等に誘導するもの
- (12) わいせつ、その他不適切な表現を含むもの
- (13) 町の発信する内容を改変するもの
- (14) 町の発信する内容に関係のないもの
- (15) その他、町が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

(著作権)

第7条 公式SNSの内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、町に無断で転載等を行うことはできないものとし、引用等を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。